横浜市記者発表資料

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

令和5年8月10日市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3010号及び第3011号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会(会長 藤原 静雄)は、本日、次の2件の答申 を行い、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「期間 特定年度1から特定年度2 管理者兼務許可申請 管理者兼務廃止届 管理者兼務廃止届に際して返納された横浜保健所長交付の兼務許可証 兼務許可は、保健所に事前相談をあらかじめ行うと定められている。 その際 提示された学校薬剤師の辞令書、委嘱証、或いは所属薬剤師会からの協力要請書類の文書も含める。 対象管理者特定法人特定薬局 A 期間は、Aが当該薬局の開設者から管理者として指定された年月日からBに管理者変更が届出された年月日迄と解して差し支えない。根拠法令 薬機法第7条第2項」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3010号】

(2) 「令和3年度までの全ての期間のうち特定年月日(現在の管理薬剤師が勤務した日)以降の期間 管理者兼務許可申請 管理者兼務廃止届 管理者兼務廃止届に際して返納された横浜市保健所長交付の兼務許可証 兼務許可は、保健所に事前相談をあらかじめ行うと定められている。その際 提示された休日急患診療所の調剤業務、学校薬剤師(含む、こども園、幼稚園薬剤師)の辞令書、委嘱証、私立の場合は就任承諾書等、或いは所属薬剤師会からの協力要請書類を含める。 対象管理者 特定薬局 根拠法令 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第2項」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3011号】

2 諮問までの経過等

答申 番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3010	令和3年5月17日	令和3年5月31日	令和3年9月2日	令和3年10月1日	個人	帳
3011	令和3年7月19日	令和3年9月21日	令和3年10月25日	令和3年11月24日	個人	帳

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3010	「期間 特定年度1から特定年度 2 管理者兼務許可申請 管理者兼	非開示	原処分妥当
3310		横浜市の保有する情報の公開に関する条	

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
	務許可証 兼務許可は、保健所に事 前相談をあらかじめ行うと定められ ている。 その際提示された学校薬	例(平成12年2月横浜市条例第1号。横 浜市の保有する情報の公開に関する条例 の一部を改正する条例(令和4年12月横 浜市条例第41号。以下「一部改正条例」 という。)による改正前のもの。以下「旧 条例」という。)第9条に該当 ・存否応答拒否 (当該文書の存否を答えること自体が個 大条第2項第2号により非開示とすべ答え 行報を公にすることとなり、旧条例第 7条第2項第2号により非開示とすべ答え 情報を開示することとなり、存否を答えることができない文書であるため。)	
3011	「令和3年度までの全ての期間のうち特定年月日(現在の管理薬剤・関係の期間を理者を関係の期間を理者を関係した日)以降の期間を理者を関係を関係を関係を関係を関係を関する。の際に関する法律のは、保健所のののでは、保健所のののでは、保健所ののでは、保健所ののでは、保健所ののでは、保健所ののでは、保健所ののでは、保健所ののでは、保健所ののでは、とないののでは、ないでは、とないののでは、ないのでは、とないののでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのではないので	非開示 旧条例第9条に該当 ・存否応答拒否 (当該文書の存否を答えること自体が個人情報を公にすることとなり、旧条例第7条第2項第2号により非開示とすべき情報を開示することとなり、存否を答えることができない文書であるため。)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
	《答申に当たっての適用条例について》 一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。
3010	《薬局等管理者兼務許可申請等に係る事務について》 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145 号。以下「法」という。)第7条第4項では、「薬局の管理者・・・は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事(保健所を設置する市においては市長)の許可を受けたときは、この限りでない。」と規定されている。これを受けて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成9年4月横浜市規則第51号)第2条第1項では法第7条第4項ただし書の規定により兼務の許可を受けようとする者は「薬局等管理者兼務許可申請書」を保健所長に提出しなければならない旨が、同条第2項では保

答申番号

判断の要旨

健所長が兼務を許可するときは「薬局等管理者兼務許可書」を交付する旨が規定されている。 また、同条第3項では、兼務をしなくなった者は、「薬局等管理者兼務廃止届出書」に「薬 局等管理者兼務許可書」を添えて保健所長に提出しなければならない旨が規定されている。

《本件審査請求文書について》

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、特定期間において、保健所長に提出された 3010 特定の個人Aに係る「薬局等管理者兼務許可申請書」及びその添付文書並びに「薬局等管理 者兼務廃止届出書」及び「薬局等管理者兼務許可書」等のその添付文書(これらを総称して、 以下「兼務許可申請書等」という。)であると解される。

《存否応答拒否について》

- ア 旧条例第9条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか 否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文 書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。
- イ 存否応答拒否は、開示請求に対して、その請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれることを回避しようとするものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、 分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在に ついて答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野 等に関する一定の事実の有無が公になること及び②当該事実に非開示事由に該当する事 実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

《本件処分の妥当性について》

- ア 本件処分は、実施機関が旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものであるため、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。
- イ 本件開示請求は、Aという特定の者を名指しして、特定期間におけるその兼務許可申請 書等の開示を求めるものである。そのため、本件開示請求に対して、開示決定又は非開示 事由該当を理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には、特定期間にAが 兼務の許可の申請又は廃止の届出をした事実があることを公にすることになり、また、不 存在による非開示決定を行った場合には、当該事実がなかったことを公にすることにな る。

したがって、上記①の要件に該当する。

- ウ 次に、当該事実に、非開示事由に該当する事実が含まれているか検討する。
- (ア) 旧条例第7条第2項第2号本文前段では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができることを規定している。

もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、 又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、 当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

- (イ) 特定期間にAが兼務の許可の申請又は廃止の届出をした事実の有無に係る情報(以下「本件情報」という。)は、個人の経歴や社会的活動に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、同号本文前段に該当する。
- (ウ) 次に、薬局の管理者の氏名は法第8条の2第5項に基づき神奈川県知事により公表され、法第9条の5に基づき薬局に掲示されているが、本件情報は、これらの規定による公表や掲示の対象ではなく公にされているとはいえないので、同号ただし書アに該当しない。また、仮にAが特定薬局の管理者と学校薬剤師等の非常勤の公務員とを兼務して

答申番号	判断の要旨
3010	いたとしても、本件情報は、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とはいえないので、同号ただし書ウに該当しない。そして、本件情報は、同号ただし書イにも該当しない。
	したがって、上記②の要件にも該当する。 エ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきである。 オ 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではな い。

《答申に当たっての適用条例について》

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

《薬局等管理者兼務許可申請等に係る事務について》

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第7条第4項では、「薬局の管理者・・・は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事(保健所を設置する市においては市長)の許可を受けたときは、この限りでない。」と規定されている。これを受けて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成9年4月横浜市規則第51号)第2条第1項では法第7条第4項ただし書の規定により兼務の許可を受けようとする者は「薬局等管理者兼務許可申請書」を保健所長に提出しなければならない旨が、同条第2項では保健所長が兼務を許可するときは「薬局等管理者兼務許可書」を交付する旨が規定されている。また、同条第3項では、兼務をしなくなった者は、「薬局等管理者兼務廃止届出書」に「薬局等管理者兼務許可書」を添えて保健所長に提出しなければならない旨が規定されている。

《本件審査請求文書について》

3011

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、特定期間において、保健所長に提出された 本件処分時点で特定薬局に勤務する管理者(以下「本件管理者」という。)に係る「薬局等 管理者兼務許可申請書」及びその添付文書並びに「薬局等管理者兼務廃止届出書」及び「薬 局等管理者兼務許可書」等のその添付文書(これらを総称して、以下「兼務許可申請書等」 という。)であると解される。

《存否応答拒否について》

- ア 旧条例第9条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか 否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文 書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。
- イ 存否応答拒否は、開示請求に対して、その請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれることを回避しようとするものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、 分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在に ついて答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野 等に関する一定の事実の有無が公になること及び②当該事実に非開示事由に該当する事 実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

《本件処分の妥当性について》

- ア 本件処分は、実施機関が旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものであるため、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。
- イ 本件開示請求については、薬局の管理者は薬局ごとに1名であること及び開示請求書の 「対象管理者 特定薬局」との記載を踏まえると、本件管理者という特定の者を名指しし

答申 番号	判断の要旨
	て、特定期間におけるその兼務許可申請書等の開示を求めていると解される。そのため、
3011	本件開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示若しくは一部開
	示の決定を行った場合には、特定期間に本件管理者が兼務の許可の申請又は廃止の届出を
	した事実があることを公にすることになり、また、不存在による非開示決定を行った場合
	には、当該事実がなかったことを公にすることになる。
	したがって、上記①の要件に該当する。
	ウ 次に、当該事実に、非開示事由に該当する事実が含まれているか検討する。
	(ア) 旧条例第7条第2項第2号本文前段では、「個人に関する情報・・・であって、当該
	情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができ
	るもの」については、開示しないことができることを規定している。
	もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、
	又は公にすることが予定されている情報」、「イー人の生命、健康、生活又は財産を保
	護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務
	員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、
	当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開
	示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。 (ハ) 株字期間に大供等理者が兼致の許可の中誌及は廃止の民間なりた事実の有無に係る。
	(イ) 特定期間に本件管理者が兼務の許可の申請又は廃止の届出をした事実の有無に係る 情報(以下「本件情報」という。)は、個人の経歴や社会的活動に関する情報であって、
	情報(以下「本件情報」という。)は、個人の程盤や社会的信動に関する情報であると、特定の個人が識別されるものであるから、同号本文前段に該当する。
	(ウ) 次に、薬局の管理者の氏名は法第8条の2第5項に基づき神奈川県知事により公表さ
	れ、法第9条の5に基づき薬局に掲示されているが、本件情報は、これらの規定による
	公表や掲示の対象ではなく公にされているとはいえないので、同号ただし書アに該当し
	ない。また、仮に本件管理者が特定薬局の管理者と学校薬剤師等の非常勤の公務員とを
	兼務していたとしても、本件情報は、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報
	とはいえないので、同号ただし書ウに該当しない。そして、本件情報は、同号ただし書
	イにも該当しない。
	したがって、上記②の要件に該当する。
	エ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきである。
	オ 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではな
	V V _o

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html

5 条例(抜粋)

横浜市の保有する情報の公開に関する条例(横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)による改正前のもの)

(行政文書の存否に関する情報)

第9条

開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)

附則

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例(以下「新条例」とい

う。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先				
市民局市民情報課長	小林	且典	Tel 045-671-3881	